

(別記5)

畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

第1 事業概要

本事業においては、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）やマーケットのニーズ・輸出要件に対応した日本産畜産物を供給するため、流通方法や品質の保持等に係る試験・実証を行う。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、以下に掲げるいずれかの者とする。

- ① コンソーシアムであって、別記1の事業に取り組む者
- ② 協議会であって、別記4の事業に取り組む者

第3 対象品目

第1の取組は、要綱第4第5項に掲げる畜産5品目を対象とする。

第4 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 推進会議・検討会等の開催
- 2 輸出先国やマーケットのニーズ・輸出要件に対応した日本産畜産物を供給するために必要な流通方法、品質保持、処理方法等に係る試験・実証
- 3 試験・実証に係る報告書の作成

第5 対象となる輸出先国

本事業の対象となる輸出先国は、事業実施主体及び取り組む品目ごとに、次に掲げるとおりとする。

- ① コンソーシアム：別記1の第4の2に定める輸出先国
- ② 協議会：別記4の第4の3に定める輸出先国

第6 成果目標及び目標年度

1 成果目標

要綱第9第2項の畜産局長が別に定める成果目標は、要綱第9第1項の事業実施計画において、事業実施主体が定めるものとする。本成果目標は、第4の事業内容に沿った定量的な目標とする等、事業成果を適正に把握、検証できるように十分考慮して設定することとする。

2 目標年度

事業完了年度の翌年度とする。

第7 成果の普及

事業実施主体は、本事業により取り組んだ実証・試験で得られた成果の普及に努めるものとする。